

永平寺町上志比地域振興センター条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第6号

永平寺町上志比地域振興センター条例の一部を改正する条例

永平寺町上志比地域振興センター条例(平成30年永平寺町条例第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

永平寺町上志比公民館条例

第1条中「上志比地域振興センター」を「上志比公民館」に、「地域振興センター」を「公民館」に改める。

第2条表以外の部分中「地域振興センター」を「公民館」に改め、同条の表中「永平寺町上志比地域振興センター」を「上志比公民館」に改める。

第3条から第5条まで、第6条第5号及び第7条中「地域振興センター」を「公民館」に改める。

別表中「永平寺町上志比地域振興センター」を「上志比公民館」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。